まちなかアートフェスタ開催委託業務に係る
企画提案競技募集要項

１　契約に付する事項

（１）業　務　名　まちなかアートフェスタ開催委託業務

（２）業務の目的　しいきアルゲリッチハウス県有化や大分県民芸術文化祭などの本県で開催する大型イベントに合わせ、街中での芸術文化イベントを開催することで、芸術文化団体等の発表機会の創出と芸術文化の裾野拡大を図るとともに、芸術文化の持つ創造性や発信力を観光や地域振興にも活かすことを目的としている。

（３）履 行 期 限　令和９年１月３１日まで

（４）業 務 概 要　別紙仕様書のとおり

（５）限　度　額　19,206,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

２　参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）大分県内に本社、支社又は営業所を有する者。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者でないこと。

（３）大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加するものに必要な資格で【役務の提供等「01：広告・宣伝」『04：イベント企画・運営』】の入札参加資格を有する者（本要項３（５）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。

（４）本要項３（４）に規定する書類の提出期限において、大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。

（５）公告日以前３箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。

（６）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（７）法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（８）次の各項目に該当すること。

ア　宗教活動または政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。

イ　特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。

ウ　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に

掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員が役員となっている事業者

（エ）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（オ）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

（カ）暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者

（キ）暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

（ク）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　企画提案競技の手続き及びスケジュール

（１）参加申込書の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、以下に基づきあらかじめ参加申込を行うものとする。

ア　提出期限

令和８年４月２７日（月）午後５時１５分まで

イ　提出場所

大分県企画振興部芸術文化振興課　芸術文化振興班（担当：百留）

〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号（本館３階）

E-mail　a10310@pref.oita.lg.jp

ウ　提出書類及び部数

（ア）参加申込書（様式第１号）　１部

（イ）企画提案競技参加資格確認書兼誓約書（様式第２号）　１部

（ウ）会社概要書（任意様式）　１部

※既存の資料（会社パンフレット等）で代用可

エ　提出方法

持参又は電子メール（メールで提出する場合、表題を「（申込）まちなかアートフェスタ開催委託業務提案競技」と記載すること。）

オ　参加資格の喪失又は辞退

参加申込後に参加資格を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合には、参加辞退届（様式第３号）を提出すること。

（２）質問書の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

ア　質問方法

質問書（様式第４号）に質問事項を記載し、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

※表題を「（質問）まちなかアートフェスタ開催委託業務提案競技」と記載すること。

イ　質問書送信先

a10310@pref.oita.lg.jp

ウ　質問書受付期限

令和８年４月２３日（木）午後１２時００分まで

エ　回答方法

質問に対する回答は、令和８年４月２４日（金）までに当公募に係るホームページにより回答する。なお、提案内容の核となる質問内容については、質問業者にのみ回答する。

（３）企画提案書の提出

企画提案書等の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア　提出期限　令和８年５月１１日（月）午後１２時まで（必着）

イ　提出場所　大分県企画振興部芸術文化振興課　芸術文化振興班（担当：百留）

〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号（本館３階）

ウ　提出方法　持参又は簡易書留郵便とする。

※ＦＡＸ、電子メールでの提出は不可。書留郵便で提出する場合は、封筒に「まちなかアートフェスタ開催委託業務関係書類在中」と朱書きすること。

エ　提出書類

（ア）企画提案書（任意様式）

業務の目的等に留意のうえ、別紙仕様書及び企画提案書等作成要領の内容に基づき作成することとし、以下（イ）、（ウ）、（エ）を一式として提出すること。

（イ）業務実施体制調書（任意様式）

（ウ）類似業務実績調書（任意様式）

（エ）見積書（任意様式）

オ　提出部数　正本１部　副本４部

（４）審査・選定

ア　事前審査

企画提案希望者が多数（５者以上）となった場合は、「ウ　審査基準」に従い、提出された企画提案書の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（４者）を選定する。

イ　プレゼンテーション

（ア）日時　令和８年５月１３日（水）午後　※予定

（イ）場所　大分県庁舎会議室

（ウ）提案方法

１者（３名以内での出席とする。）につき、持ち時間 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）とし、企画提案書についての説明を行う。

※集合時間等の詳細については、企画提案参加希望者各者に電子メールにて通知する。

※プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

ウ　審査基準

審査にあたっては、まちなかアートフェスタ開催委託業務提案書審査基準表（以下「審査基準表」という。）のとおり、企画内容、業務実施体制、過去の実績等に基づき総合的に評価を行う。

エ　業務委託候補者の決定等

（ア）別添審査基準表により、審査委員会が企画提案書とプレゼンテーションの審査を行い、最も評価の高い提案者を業務委託候補者とする。ただし、最高評価得点が複数ある場合は、審査委員の協議により決定する。

（イ）選定結果は、全ての企画提案参加者に電子メールにより速やかに通知する。

（ウ）委託者は、審査による最優秀提案者を業務委託候補者として業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

（エ）協議が不調の時は、審査により順位付けられた上位の者から順に契約等の締結の協議を行うものとする。

４　その他留意事項

（１）提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加申込書により参加申込をしたもの。

イ　資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ　虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ　指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ　本要項３（４）企画提案書の提出に示す提出書類がないもの。

カ　契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。

キ　不正行為が行われたと認められるもの。

（２）企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案協議を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止又は中止、取り消すことがある。

なお、この場合において企画提案競技に要した費用を委託者に請求することはできない。

（３）その他

ア　手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。

イ　この企画提案競技の参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。

ウ　企画提案は１者につき１案とする。

エ　書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

オ　参加申込に係る全ての費用（企画提案書等の作成やプレゼンテーションなどにかかる費用）は、企画提案書提出者の負担とする。

カ　審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する意義申立ては受け付けない。

キ　提出された参加申込に係る全ての書類については返却しない。

ク　企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

ケ　参加者から提出された従業員等の個人情報は、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。

コ　企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。

５　問い合わせ先

〒８７０－８５０１　大分市大手町３丁目１番１号
大分県企画振興部芸術文化振興課　芸術文化振興班
ＴＥＬ：０９７－５０６－２０５５
ＦＡＸ：０９７－５０６－１７２５
Ｅ－ｍａｉｌ：a10310@pref.oita.lg.jp